

環境省告示第六十七号

船舶職員法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十号）の施行に伴い、及び自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十一項の規定に基づき、日光国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十八号）の一部を次のように改正し、平成十五年六月一日から適用する。

平成十五年 五月三十日

環境大臣 鈴木 俊一

第五条中「船舶職員法第五条第一項に規定する小型船舶操縦士に係る免許の講習」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和三十六年法律第四百十九号）第二十三条の二第一項に規定する操縦免許に係る講習」に改める。